4月分

No	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	企画財政室	包括外部監査		令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	弁護士 久保井 聡明	12,100,000円	外部監査契約を締結できる者については、地方自治法第252 条の28第1項において、弁護士や公認会計士などの要件に 係る規定があり、高度な専門知識や豊富な経験・ノウハウを 有する者を想定している。また、本市の特性をより深く理解し た外部監査人による監査を行い、契約の目的を達成すること が求められることから、継続して同一の外部監査人による監 査を行う必要があるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1) 【物品・委託役務関係業務】キに該当)
2	デジタル政策 室		チャットツール(LoGo チャット)サービスの利用 及び運用業務		大阪府貝塚市脇浜4丁目2番 22号 (株)南大阪電子計算センター	9,900,000円	本業務は、大阪府及び府内市町村により構成される団体「Govtech大阪」において、各市町村の委任を受けて共同調達されたサービスの提供業者から役務の提供を受けるものであるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
3	デジタル政策 室	LAN関係運用支援業務	庁内ネットワークに係る 運用支援業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区堂島浜 1丁目2番1号 (株)日立システムズ 関西支社	4,659,600円	本業務は、庁内ネットワークの構築業者である当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
4	デジタル政策 室	キュリティクラウド運用・	大阪版自治体情報セキュ リティクラウドの運用・保 守業務		大阪府大阪市中央区城見 2丁目1番5号 (株)オプテージ	3,296,964円	本業務は、セキュリティクラウドの構築業者である当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
5	デジタル政策 室		電子申込システムの運用 保守業務		大阪府大阪市北区堂島3丁目 1番21号 (株)NTTデータ関西	10,560,000円	本業務は、システムの構築業者である当該事業者でなければ 役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・ 委託役務関係業務】力に該当)

4月分

_							
No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
6	デジタル政策 室	二要素認証ライセンス賃 貸借		令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	岡山県岡山市南区豊成2丁目 7番16号 (株)両備システムズ	11,781,000円	本業務は、本市で導入している二要素認証システムの開発業者である当該事業者でなければライセンスを提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
7	デジタル政策 室	共通基盤システム用 サーバ機器等(令和元年 度更新分)賃貸借(再 リース)		令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見 1丁目4番24号 NECキャピタルソリューション (株)関西支店	14,117,400円	本業務は、共通基盤システム上に整備している機器の賃貸借であり、共通基盤システムの開発業者と連携している当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
8	デジタル政策 室	共通基盤システム用 サーバ機器等(令和2年 度増設分)賃貸借(再 リース)		令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見 1丁目4番24号 NECキャピタルソリューション (株)関西支店	4,415,400円	本業務は、共通基盤システム上に整備している機器の賃貸借であり、共通基盤システムの開発業者と連携している当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
9	デジタル政策	(共進基盤ン人ナム)博	基幹系システム再構築 (共通基盤システム)の構 築及び運用保守業務	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見 1丁目4番24号 日本電気(株)関西支社	13,632,300円	本業務は、システムの構築業者である当該事業者でなければ 役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・ 委託役務関係業務】力に該当)
10	デジタル政策 室	令和7年度 吹田市無線 LAN保守業務	市役所本庁舎及び吹田さんくす分館3番館における庁内無線ネットワークの保守業務	今和0年2月21日士で	大阪府大阪市西区阿波座 2丁目1番11号 西日本電信電話(株)関西支店	13,588,080円	本業務は、市役所本庁舎及び吹田さんくす分館3番館における庁内無線ネットワーク環境及び機器の保守業務であり、構築業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)

4月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
11				令和8年3月31日まで	大阪府大阪市中央区城見 2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第 ニビジネス部		本業務は、当該事業者に接続設定業務を委託したところ、保守業務についても当該事業者以外には行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
12	デジタル政策 室		施設予約システムの運用 保守業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区中之島3丁目2番 4号 (株)ニッセイコム 関西支社	6,217,200円	本業務は、システムの構築業者である当該事業者でなければ 役務を提供することができなため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・ 委託役務関係業務】力に該当)
13	デジタル政策 室		庁内ネットワークに係る 機器賃貸借	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区堂島浜 1丁目2番1号 (株)日立システムズ 関西支社	47,121,984円	本業務は、本市のLANの設計・構築業者である当該事業者が 導入・設定したネットワーク機器の使用が前提となるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・ 委託役務関係業務】カに該当)
14	ケンダル収束	吹田巾でヤユリナイ独化 対策シュニノ業数/第	セキュリティ強化対策シ ステムのハードウェア及 びソフトウェアの運用・保 守業務	令和8年3月31日まで	大阪府大阪市中央区本町 2丁目1番6号 NECフィールディング(株)大阪 支店	7,949,436円	本業務は、システムの構築業者である当該事業者でなければ 役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・ 委託役務関係業務】力に該当)
15	デジタル政策 室		基幹系システム用サーバ 等の保守業務	令和7年4月1日から 令和7年12月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見 1丁目4番24号 日本電気(株)関西支社	58,684,560円	本業務は、基幹系システムの開発業者である当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

4月分

				+= 44 U= 00			
No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
16	デジタル政策 室	RPA運用保守業務	RPAの運用保守業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区堂島浜 1丁目2番1号 (株)日立システムズ 関西支社	6,292,000円	本業務は、RPAを活用した業務支援ツールの開発業者である 当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・ 委託役務関係業務】力に該当)
17	ナンダル以東 会	収恕化基盤備架及の連		令和7年4月1日から 令和7年6月30日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区北久宝寺 町4丁目4番7号 シーレイシステム(株)	2,860,000円	本業務は、現行機器の更新業務をその内容に含み、その機器を所有し、設定内容を把握している当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
18		仮想化基盤・インターネット関連システム運用保守 業務		令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区北久宝寺 町4丁目4番7号 シーレイシステム(株)		本業務は、当該システムの構築業者である当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
19		自治体向け対話型テキ スト生成AIサービス提供 業務		令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	宮崎県都城市宮丸町3070番 地1 シフトプラス(株)	2,640,000円	本市の情報セキュリティポリシーに基づく技術的セキュリティ対策の基準(LGWAN-ASP利用、機密情報の自動検知機能等)を満たし、事業の取組目的に則ったサービスが提供できる自治体向け対話型テキスト生成AIサービスが当該事業者の提供サービスに限られるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	ケンダル以東	共通基盤システム改修 業務(中間サーバ更新対 応)	自治体中間サーバー・プラットフォームの更新に伴う、本市の機器更新及びソフトウェアの設定変更業務		大阪府大阪市中央区城見 1丁目4番24号 日本電気(株)関西支社	8,712,000円	本業務は、当該システムの構築業者である当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)

#### 6月は公表の対象となる契約はありません。

7月分

			Ι		I		
No	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1				令和7年12月31日まで	大阪府大阪市中央区本町 2丁目1番6号 NECフィールディング(株)大阪 支店		本業務は、本市独自の共通基盤システムや基幹系システム全体の業務運用に精通した当該業者でなければ履行することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
2	ナンダル収束		ガバメントクラウド内各標 準準拠システムに係る ネットワーク設定業務	令和8年3月31日まで	大阪府大阪市中央区城見 2丁目2番6号 富士通Japan(株)関西公共第 ニビジネス部		本業務は、ガバメントクラウド接続機器の構築業者である当該業者でなければ履行することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
3	デジタル政策 室	空調機更新業務	本市のサーバ室内の適 切な管理運用を行うため の空調機の更新業務	令和7年7月4日から 令和7年9月30日まで (令和7年7月4日)	大阪府大阪市北区堂島浜 1丁目2番1号 (株)日立システムズ 関西支社	9,710,800円	本業務は、当該空調機の更新後も当該業者製の監視装置によりサーバ室内を適切に管理する必要があることから、当該業者でなければ履行することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

N	. 契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
-		共通基盤システム用仮 想サーバ延命対応業務	新共通基盤システム構築 後も現行共通基盤システ ムを継続利用するため の、仮想サーバ機器や共 通基盤機能の延命対応 業務	令和7年12月31日まで	大阪府大阪市中央区城見 1丁目4番24号 日本電気(株) 関西支社	18,417,520円	本業務は、機器のメーカーかつシステムの構築業者としての知識及び技術、ノウハウ等を有する当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)
2	デジタル政策 室		令和2年度に調達した基 幹系システム用PCやプリンタ等の各種機器及び各 種ソフトウェアに係る再賃 貸借	令和7年9月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年8月27日)	(1)リース会社 大阪府大阪市中央区城見 1丁目4番24号 NECキャピタルソリューション(株) 関西支店 (2)保守会社 大阪府大阪市中央区 本町2丁目1番6号 NECフィールディング(株) 大阪 支店	9,779,000円	本業務は、現行契約を実施した当初から本市の基幹系環境に適合するよう設定した端末等を設置した当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)

9月分

	-,,,,						70 P 1 P 1 P 1 P 1 P 1 P 1 P 1 P 1 P 1 P
No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
		第五次LGWAN回線サー ビス提供業務		予和12年9月30日まで	東京都港区海岸1丁目 7番1号 ソフトバンク(株)	7,656,000円	本業務は、第五次LGWAN回線の構築業者である当該事業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)